

「福祉用具レンタル事業所による介護予防事業」

番号	意見	回答
1	手すりを「1年間レンタル給付した後、新品提供をする」とあるが、入院・入所等により介護保険でのレンタル給付管理が数か月中断した場合でも初回の給付管理月より1年間の経過をメドに判断するという考え方で良いか。	入院等により介護保険でのレンタル給付管理が1か月以上中断になった場合は、1年間のレンタル期間はリセットとなる。1か月未満中断で状態の変化が無い場合はリセットとはならない。
2	新品の福祉用具を定価販売する際の利用者の自己負担額は「1年間のレンタル料自己負担相当分」とあるが、具体的にどのように算定するのか。	「1年間のレンタル料自己負担相当分」との案を提示していたが、協議を重ねた結果、定価の5%を自己負担額とすることになった。
3	「訪問月以外の電話連絡」について、1,000円の支給対象となる内容の定義はどのようなものか。記録についてどのような流れで行うことが想定されているのか。	電話連絡については、本事業開始時に福祉用具レンタル事業者と利用者で連絡月および回数等を取り決めし、決まった内容を地域包括支援センターに報告する。その後はモニタリング毎にモニタリングシートを作成し、3ヶ月に1回地域包括支援センターに報告する。※急変等はその都度、報告する。
4	新品の提供時、以降のモニタリングや電話連絡のアフターサービスについて、誰が、どのような事務手続きで利用者に説明するのか。 (レンタルは重要事項説明書・契約書の締結、特定福祉用具販売は重要事項説明書の締結)	本事業の説明は、レンタル期間中に担当ケアマネが説明し、利用者に本事業への参加の意思確認までを行っていたと予定である。 新品提供時、以降の詳細な打合せ等は、 ①レンタル時から事業者が継続の場合 継続レンタル事業者が利用者と打合せを行う。 ②レンタルの事業者から交代となった場合 レンタル期間中に交代する事業所を地域包括支援センターが選定し、事前に選ばれたレンタル事業者が手すり、配置、切替時期等の確認のため訪問し、レンタル期間中に利用者と打合せを行う。 交代した事業所は交代前の事業所に連絡して新品への交換日程を調整する。 打合せの結果（電話連絡回数等）を地域包括支援センターに報告する。
5	定期的なモニタリングや電話連絡の終了は、誰が、どのように判断するのか。 A) 要介護1以上に区分変更があり、地域包括から居宅へケアプランが移行した時点で自動終了？ B) 他市区町村への転居により、市内地域包括との契約が終了次第、自動終了？ C) 手すりが利用者に不適合、もしくは何らかの利用により使用しなくなった時終了？ D) 手すりは使用するが、業者によるモニタリングや電話連絡を利用者や家族が拒否した場合に終了？ E) 手すりを新品提供後、同一商品、もしくは別商品の手すりをレンタルで追加し併用する場合、モニタリングや電話連絡はレンタル分と併せて継続し委託料の請求は可能？	「定期的なモニタリングや電話連絡の終了」は本事業終了との解釈であれば、 A) 自動終了 B) 自動終了 C) 福祉用具レンタル事業者が地域包括支援センターに報告し、地域包括支援センターが終了の判断を行う。 D) 利用者の意思で拒否した場合は地域包括支援センターの総合相談に切り替わり終了 E) 併用は考えていない。居宅に移行した時点で終了。
6	修理費用について「利用者負担5,000円まで。超えた部分に対し上限10,000円まで」とあるが、例えば総額20,000円の修理の場合、次の内訳になるのか。 委託料=10,000円 / 利用者負担額=5,000円+(20,000-15,000)=10,000円	利用者負担額5,000円+委託料10,000円=15,000円 ※15,000円を超える修繕等については、超えた部分が利用者負担となるため、負担できなければ、本事業は終了となり、介護保険レンタル給付開始となる。
7	修理等の訪問は「1回につき3,000円」とあるが、持ち帰り修理等で再訪問が必要な場合、3,000円×2回と算定可能か。もしくは同一用件での訪問であれば再訪回数に関わらず3,000円のみ委託料給付となるのか。	修理等の訪問は1回3,000円で上限年3回まで支払可能。同一用件で再訪する場合は、事前のモニタリングにより修理に必要な物品を準備して1回目の訪問を行った結果、やむを得ず再訪が必要となるケースは3,000円×2回で報告することは可能である。
8	モニタリング、電話連絡、修理等の訪問、新規切替加算の費用請求はどのような流れで行うのか。請求書のフォーマットが決められているのか。添付帳票などは求められるのか。資料中の委託料は課税(内税)の表記か。	各種報告はレンタル給付で使用している「モニタリングシート」等を使用し、請求書のフォーマットは任意の様式で可能である。 消費税等は内税で記載。